

事業主・教育機関の皆さんへ

求職者支援訓練を 開講しませんか？

民間企業・教育機関が
実施しています！



※愛知県内で実施している訓練コースの例



WEB・パソコン事務科



ネイル技術科



カフェスタッフ養成科



ドッグトリマー養成科

求職者支援制度

とは、



雇用保険を受給できない求職者(※)に対して
就職に必要な職業スキルや知識の習得を支援するための
厚生労働大臣が認定するハロートレーニング(公的職業訓練)
です。

- 受講者は、教育訓練機関とハローワークによる、きめ細やかな就職支援が受けられます。
- 一定の支給要件を満たす受講者には、訓練期間中に受講給付金(月10万円)が支給されます。

※「雇用保険を受給できない方」とは、雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方などをいいます。

ただし、ハローワークが必要と認めた方については、雇用保険受給者でも受講できる場合があります。

求職者支援訓練の実施後に支給を 受けられる奨励金があります

求職者支援訓練の種類



基礎コースと実践コースの2種類があります。

基礎コースでは、1か月目に社会人としての基礎力(ビジネスマナー、コミュニケーションスキル等)を習得するための講習(職業能力開発講習)を実施し、2か月目以降に仕事に必要な知識・技能等を習得するための訓練を実施します。

実践コースでは、1か月目から仕事に必要な知識・技能等を習得するための訓練を実施します。

基礎コース

- 訓練期間 2~4か月の間で設定

職業能力開発講習

1月目 (1か月)

仕事に必要な
知識・技能等

2月目以降 (1~3か月)

- コース例 ・初めてのカフェスタッフ養成科

・ビジネスパソコン基礎科

実践コース

- 訓練期間 2~6か月の間で設定

仕事に必要な知識・技能等
(2~6か月)

- コース例 ・WEBデザイナー科

・ネイリスト養成科

・介護職員初任者研修科

・ドッグトリマー養成科

・C#プログラミング科

・WEB・パソコン事務科

※基礎コース、実践コースとも、1か月あたり100時間以上(1日につき原則として5時間以上6時間以下)の訓練時間数を設定する必要があります。

※託児サービス支援付の訓練や、家族の介護など特別な配慮を必要とする方を対象とした短時間(3~6時間/日、80時間以上/月)の訓練の設定ができます。

【オンライン訓練の設定について】

実践コースの全分野において、学科科目をオンライン訓練を実施することができます。(詳細は「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項(別紙15)オンライン訓練を実施するに当たっての留意事項」を参照してください)

訓練実施奨励金 (受講者1人あたりの月額)

訓練が適切に行われ、かつ、支給要件を満たす場合には、訓練実施後に受講者数や雇用保険適用就職率に応じて、労働局から訓練実施奨励金が支給されます。

※詳しい支給要件については、愛知労働局にお問い合わせください。

① 基本奨励金 [求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給されます]

●基礎コース **6万円** ×受講者数×月 ●実践コース **5万円** ×受講者数×月

② 付加奨励金(実践コースのみ) [求職者支援訓練の修了者などの就職実績が一定水準以上である訓練実施機関に支給されます]

修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額 35%以上60%未満 **1万円** ×受講者数×月
60%以上 **2万円** ×受講者数×月

③ 保育奨励金(託児サービス支援付訓練に限る)

児童1名あたり**6万6千円**を上限とした実費

求職者支援訓練を開講するまでの流れ

(1)認定申請に関する相談

まずは愛知支部にご相談ください。

◆電話(052-221-8755)までご連絡ください。

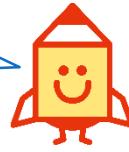
愛知支部が、次の内容についてご説明します。

- ・求職者支援制度の概要
- ・求職者支援訓練の認定基準(※)
- ・訓練カリキュラムの作成に関するアドバイス
- ・認定申請書の作成に関するアドバイス
- ・求職者支援訓練の申請スケジュール など

(2)愛知支部に求職者支援訓練 の認定申請書を提出

- 認定基準を満たす訓練計画を策定し、受付期間内に申請書及び添付書類を愛知支部に提出してください。

認定申請書の作成の相談は随時受け付けています。



(3)認定申請書の審査

- 支部から申請書類の修正依頼や確認を行う場合があります。

※認定基準の項目の例

●訓練実績

- 過去3年以内に実施した同期間、同時間 程度の**集合形式**で行った訓練実績が必要です。

- ・同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間(企業実習を除く)が、申請する求職者支援訓練の**7割以上**あり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であることが必要です。
- ・介護職員養成研修又は技能講習の実績がある場合、特例が適用される場合があります。
- ・同一の受講者に対して提供した訓練期間及び訓練時間を合算できる場合があります。

●業務運営体制の構築、責任者の配置

- 講師、施設責任者、就職支援責任者(Q&AのQ1参照)、苦情処理者、事務担当者(常駐)の配置が必要です。(一部兼任可能)

●施設及び設備

- 訓練を実施する教室は、受講者1人あたり1.65m²以上で、全面禁煙となります。

- 事務担当者等が業務を行う事務室は、教室や実習室とは**別の部屋として分離され**、同一または近隣の建物内に整備されている必要があります。(教室を通過しないと他の教室、実習室、事務室又はトイレ等に**移動できない配置は認められません。**)

- 受講者が快適に受講できる照明、空調・換気、トイレ(男女別)、洗面所等の施設・設備が必要です。

(4)求職者支援訓練の認定

- 認定された訓練コース情報は、「ハローワークインターネットサービス」に掲載します。

※審査結果や認定申請状況などによっては、認定されない場合もあります。

(5)受講者の募集

受講者の募集・申込受付は、ハローワークで行います。

認定を受けた機関では、ハローワークなどへのコース案内の配布、受講希望者への説明会開催などを行ってください。

(6)受講者の選考

訓練実施機関で受講者の選考を実施し、選考結果を応募者・ハローワーク・愛知支部に通知(郵送)してください。

- 選考は、受講申込者全員に対して、筆記試験、面接など適切な方法により行ってください。

(7)求職者支援訓練の開講

- 認定を受けた内容のとおり訓練を実施してください。

毎月、当支部が訓練実施機関を訪問して、訓練が適切に実施されていることの確認を行います。



Q & A

Q1: 求職者支援訓練を行いたいのですが何か必要な資格などはありますか？

A1: 求職者支援訓練を実施するためには、訓練実績及び就職支援責任者が「キャリア・コンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー」の有資格者であることが望ましいです。(就職支援責任者が有資格者でない場合は、別にキャリアコンサルティング担当者(有資格者)を配置する必要があります。)(外部委託可)

また、申請する日から遡って5年以内に「職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した方(訓練実施施設の責任者、就職支援責任者、申請者と直接雇用関係(役員を含む)にある講師又は事務担当者のいずれか)が在籍すること、またはISO29990の取得等ガイドライン研修と同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組みを行っていることが認定要件となります。

<訓練実績とは>

訓練を開始する日からさかのぼって3年以内に、申請する訓練科と同程度(7割以上)の訓練期間及び訓練時間の職業訓練(※)を同一人に対して、適切に集合形式で行った実績が必要です。
(※公共職業訓練、外部向けの人材育成に関する訓練・セミナー・講習のほか、従業員に対する集合形式のOff-JT研修も実績として認められます(例外有)。ただし、学習塾等の学校教育に関する訓練は実績としては認められません。)

Q2: 運営体制で必要な条件などはありますか？

A2: 訓練を適正に運営するために、「責任者」、「事務担当者」、「苦情処理者」、「就職支援責任者」を設置する必要があります。

役職	業務内容	申請者との直接の雇用関係	常駐の要件	兼務の可否
責任者	訓練の適正な実施を管理	必要	常駐は不要	他の役職との兼務可
事務担当者	訓練受講者からの手続きに関する問合せ、訓練受講状況の確認などに対応	不要	<u>1名以上の常駐が必要</u> (複数人での対応も可)	他の役職との兼務可
苦情処理者	受講者等からの苦情に対応	必要	常駐は不要	他の役職との兼務可 ただし、講師との兼務は不可
就職支援責任者	受講者の就職を支援	必要	<u>訓練実施日数の50%以上の日数の全日の勤務が必要</u>	他の役職との兼務可

Q3: 講師の要件にはどのようなものがありますか？

A3: 担当する科目に関する実務経験が5年以上あり指導等業務の経験(訓練内容に関する)を有する方、1年以上の指導経験(訓練内容に関する)があり、学歴又は資格によって指導能力を有すると判断できる方などの条件があります。

なお、受講者が15人を超える場合、実技の講師は2名以上配置する必要があります。(内1名は助手でも可能)

Q4: 求職者支援訓練の申請はいつ受け付けていますか？

A4: 四半期ごとに当機構愛知支部で申請を受け付けています。詳細は「愛知支部ホームページ」をご確認ください。

Q5: 受講者から受講料や教科書代を徴収することは可能ですか？

A5: 求職者支援訓練は無料で受けられる職業訓練ですので、受講者から受講料を徴収することはできませんが、教科書代は、16,500円(税込)を上限として受講者から徴収することができます。
(※ただし、求職中の方に対する職業訓練ですので、できる限り低廉な教科書代となるよう努めてください。)

Q & A

Q6: 1訓練科の定員は何人ですか？

A6: おむね10人から30人の間で設定してください。

※申請状況により上限が変更となる場合があります。

Q7: 就職支援はどのようなことをするのですか？

A7: 「キャリア・コンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー」の有資格者が、個々の受講者に対して「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティングを訓練期間中3回以上(2か月コースは2回)実施する必要があります。

また、履歴書等の作成指導や面接指導、求人情報や就職説明会の情報提供等を行い、受講者の就職活動を支援します。

Q8: 訓練カリキュラムで設定しなければならない「必須科目」はありますか？または、「任意設定」の科目はありますか？

A8: 【必須科目(基礎・実践コース共通)】

・安全衛生上に関する内容を【科目】または【科目の内容】に設定してください。

・職場見学、職場体験、職業人講話を【6~36時間】の範囲で設定してください。

※例: 職場見学のみを6時間設定。

【必須科目(基礎コースのみ)】

・訓練1か月目に「職業能力開発講習」を100時間以上実施してください。

※実践コースは設定できません。

【任意設定科目(基礎・実践コース共通)】

・就職支援(18時間を上限に任意で設定することができます。)

※職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等を集団形式で行う場合は科目として設定可能。

・企業実習は、訓練時間総合計(基礎コースにおいては、職業能力開発講習の訓練時間数を除く。)の20%未満の時間、任意で設定できます。

※基礎コースの基礎分野は設定不可。

○詳細は『カリキュラムの作成に当たっての留意事項(当機構HP)』をご参照ください。

(HP参照) 機構ホーム>職業能力開発の支援>求職者支援訓練の認定申請>認定申請の詳細>訓練科の申請について>求職者支援制度による職業訓練>申請に当たっての留意事項>カリキュラムの作成に当たっての留意事項

Q9: 訓練日数は1か月に何日くらい行う必要がありますか？

A9: 基礎・実践コースとも1か月あたり100時間以上(1日につき原則5時間以上6時間以下)の訓練時間数を設定する必要があります。したがって、少なくとも月17日以上、訓練を行う必要があります。

※例:【6時間/1日 × 17日/月 = 102時間/月】

※「短時間コース」(特別な配慮を必要とする方を対象)は「3~6時間/日」、「80時間以上/月」の訓練設定も可能です。

問い合わせ先



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 求職者支援課

〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階



TEL:052-221-8755

FAX:052-221-1271

雇用支援機構 愛知

